

千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第1項第2号（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第1項第2号（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の処理施設に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、生活環境の保全に関し廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。